

報道関係者 各位

平成 30 年 5 月 29 日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

室長 柳澤 恭仁

(直通電話) 03-5403-2265

### EMGマーケティング（福岡再雇用等団交）不当労働行為再審査事件 （平成 28 年（不再）第 35 号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 三輪 和雄）は、平成 30 年 5 月 28 日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

#### 【命令のポイント】

～団体交渉申入れが合理的期間内に行われたとは認められないことその他から、会社が団体交渉申入れに応じなかったことには正当な理由があり、不当労働行為に該当しないとした事案～

各議題についての団体交渉申入れが合理的期間内に行われたとは到底認められず、従前の経緯に照らし団体交渉を行っても進展が見込まれるような状況ではなく、解決の余地に乏しかったことなどに加え、組合員が全員会社を退職して長期間が経過していることから、団体交渉の議題の趣旨・目的等を明らかにすること等を会社が求めても何らの対応もしなかったことその他の事情によれば、会社が各団体交渉申入れに応じなかったことには正当な理由がある。

#### I 当事者

再審査申立人：スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合西日本合同分会連合会  
（「分会連」）（北九州市小倉南区）組合員 6 名（平成 29 年 12 月現在）

再審査被申立人：J X T G エネルギー株式会社（EMG マーケティング合同会社承継人）  
（「会社」）（東京都千代田区）、従業員 9,137 名（平成 29 年 4 月現在）

#### II 事案の概要

- 本件は、会社が、組合員らの再雇用等を議題とする平成 16 年 10 月 4 日付けから同 27 年 2 月 23 日付けまでの 11 回の分会連の各団体交渉申入れ（本件各団交申入れ）に応じなかったことが不当労働行為であるとして、救済申立てがあった事案である。
- 初審福岡県労委は、本件各団交申入れのうち、平成 22 年 7 月 30 日付けまでの 6 回の各団体交渉申入れに係る救済申立ては労働組合法 27 条 2 項の申立期間を徒過したものとして却下し、同 26 年 3 月 10 日付け以降の 5 回の各団体交渉申入れに係る会社の対応は労働組合法 7 条 2 号に該当しないとして救済申立てを棄却したところ、分会連は、これを不服として再審査を申し立てた。

### Ⅲ 命令の概要

#### 1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

#### 2 判断の要旨

##### (1) 平成 22 年 7 月 30 日付けまでの各団体交渉申入れに係る救済申立てについて

平成 16 年 10 月 4 日付けから同 22 年 7 月 30 日付けまでの 6 回の団体交渉申入れは、その後の適法な救済申立期間内に行われた同 26 年 3 月 10 日付けの各団体交渉申入れとは約 3 年 7 か月又はそれ以上の間隔が空いており、それぞれ独立して行われたもので、同一の問題について継続して行われた一つの団体交渉であるということとはできない。そうすると、上記 6 回の各団体交渉申入れについては、会社の団体交渉拒否によって完結しているということができ、これに係る救済申立ては、労働組合法 27 条 2 項の申立期間を徒過して不適法であり、却下を免れない（労働委員会規則 33 条 3 号）。

##### (2) 会社が平成 26 年 3 月 10 日付け以降の 5 回の各団体交渉申入れに応じなかったことは、労組法 7 条 2 号の不当労働行為に当たるかについて

上記各団体交渉申入れの団体交渉議題は多岐にわたっているが、うち組合員 A 1 の再雇用についてみると、①平成 26 年 3 月 10 日の時点では同人の定年退職から約 15 年が経過しており、分会連の団体交渉申入れが合理的期間内に行われたとは到底認められず、②同人の定年退職以前に行われた分会連の上部団体と会社との団体交渉が決裂しており、分会連が団体交渉を行っても進展が見込まれるような状況ではなく、③平成 26 年 3 月 10 日時点で同人の再雇用自体の問題について裁判所において不当労働行為に当たらないとの判決が言い渡され、その約 2 か月後には判決が確定したのであるから、改めて団体交渉を行っても解決の余地に乏しかったことに加え、④分会連の組合員が退職して従業員である組合員が一人も存在しなくなってから長期間が経過していることから、会社が団体交渉の議題たり得るかに疑問を持ち、申入れ事項が団体交渉の議題に当たると考える理由、議題の趣旨・目的等を具体的に文書で明らかにすること等を求めたのに対し、分会連は何らの対応もしなかったというのであるから、会社が、分会連が行った同議題についての団体交渉申入れに応じなかったことには正当な理由があったといえる。

その余の議題についてみても、上記と同様の理由に加えて、組合員 A 2 の再雇用については、平成 26 年 3 月 10 日時点で同人の再雇用に関する分会連の団体交渉申入れに応じなかったことは不当労働行為に当たらないとの命令が確定していたのであるから、問題を蒸し返すものであり、もはや会社に団体交渉応諾義務がなかったといえることができる。小倉分会組合備品撤去についても同様であり、また、同問題については既に労使合意により解決していたものである。広島油槽所及び名古屋油槽所タンク火災事故については、各事故の時点において分会連の組合員は全員会社を退職し、その後に加わった者もいなかったのであるから、労働者の安全面に関する事項について分会連が会社と団体交渉を行って問題を解決する必要はなかったものである。

以上のことを併せ考えれば、会社が、平成 26 年 3 月 10 日付け以降の分会連の各団体交渉申入れに応じなかったことには正当な理由があったといえるから、これが労働組合法 7 条 2 号の不当労働行為に該当するということとはできない。

#### 【参考】

初審救済申立日 平成 27 年 3 月 5 日（福岡県労委平成 27 年(不)第 2 号）  
初審命令交付日 平成 28 年 5 月 18 日  
再審査申立日 平成 28 年 5 月 30 日